

平成18年度～平成20年度

高齢者お達者プラン

加賀市高齢者保健福祉計画
加賀市介護保険事業計画



平成18年3月
加賀市

計画の趣旨と背景

介護保険制度が施行され6年が経過し、平成18年度からは第3期介護保険事業として大幅な制度改正が行われます。

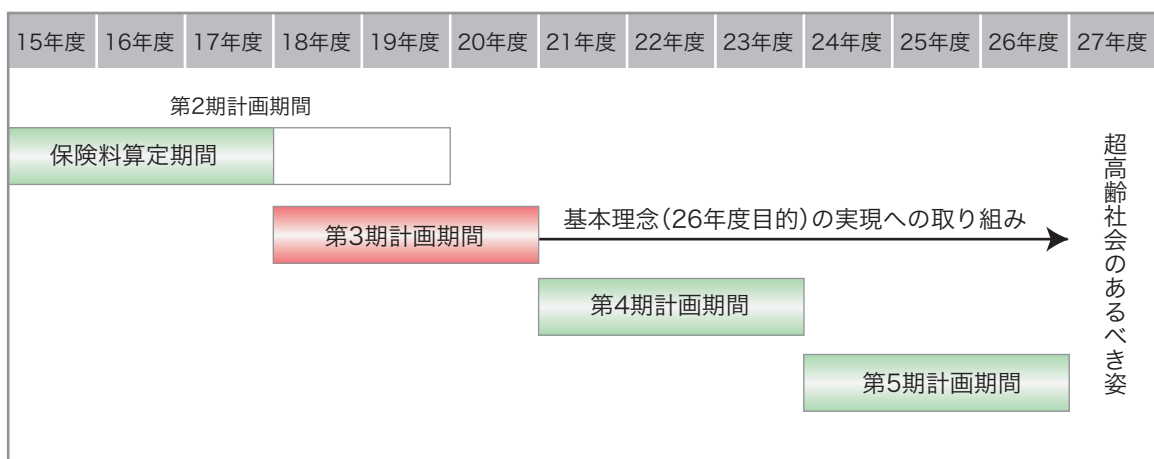
加賀市の高齢化率は現在23%を超え、平成26年には30%を超える推計が出ています。4人にひとり、3人にひとりが高齢者となる社会では、高齢者自身が役割をもって、社会の担い手となり、心身共に自立し、豊かな知恵と経験を活かして地域社会に参画することが必要です。

少子高齢化が進行する中で、わが国は、今後10年で第1次ベビーブーム世代が65歳に到達し、本格的な超高齢社会が到来します。本計画では平成27年（2015年）の超高齢社会のあるべき姿を見据えて、「高齢者が住みなれた地域で支え合いながら、その人らしく暮らし続ける」ことを最大目的としています。

本計画は、介護保険法の改正の内容を踏まえ、超高齢社会の到来に備え、介護予防施策を重視し策定するものです。

計画期間と事業実施

本計画は、平成26年度(2014)における目標をたて、その目標到達のための事業を実施する平成18年度(2006)から平成20年度(2008)までの3か年を計画期間とします。



本計画の推進に当たっては、計画である「Plan」から、事業の実施「Do」、成果の確認「Check」、次期計画の見直し「Action」までを、PDCA (Plan-Do-Check-Action) マネジメントサイクルにのっとり実行します。

計画の基本理念（最大目的）

今後、人口構造の高齢化が進む中で、戦後の第1次ベビーブーム世代がすべて65歳に到達する平成27年（2015年）は、超高齢社会の対策を考える上で重要な年次であり、計画の策定にあたっては、平成27年の高齢者のあるべき姿を見据えることが必要となります。そこで本計画の最終年度を平成26年（2014年）とし、

高齢者が住みなれた地域で支え合いながら、その人らしく、自立したくらしを継続できる社会を実現する。

を基本理念とします。

● 計画の上位目的と施策体系

計画の最大目的を達成するための中間目的として、計画における上位目的は以下の5つとし、各目的ごとに体系的に施策を展開します。

I. 介護予防 ……自立したくらしを継続

要介護状態になることの防止又は要介護状態の維持、向上に取り組み、その人らしく、いきいきと生活できるように取り組む。

II. 認知症対策 ……住み慣れた地域でその人らしく

認知症を正しく理解し受け入れる地域づくりに取り組み、早期に対応できる体制づくりとケアの質の向上を推進する。

III. 地域包括ケア ……地域で支えあいながら

保健、医療、福祉が一体となり、家族・ボランティアによるサービスを含めた地域全体で、高齢者を支援し、ケアを提供する。

IV. 権利擁護 ……その人らしく自立したくらし

様々な権利侵害から高齢者を守り、高齢者が尊厳を保持し、自立した生活を営むことができる。

V. 安心、安全 ……住み慣れたくらしの継続

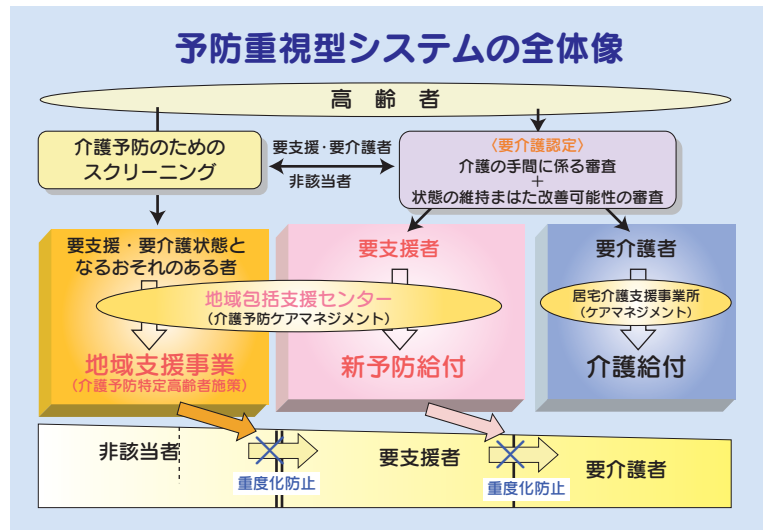
高齢者が健やかに、不安なく生活することができる。

介護予防の推進

「介護予防」とは、①高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、②要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）ことをいいます。加賀市では予防重視型システムを構築して、介護保険事業を実施していきます。

○介護予防ケアマネジメント

保健師等が、要支援高齢者や要介護状態になるおそれの高い高齢者に対して、状況を確認し、高齢者の望む自立した生活を実現するための介護予防ケアプランを作成します。



○（新）予防給付の実施

平成18年4月から、要支援者に対してより「自立支援」の考え方に基づいた、新しい予防給付を行います。

- ・介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション
3種類のプログラム（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）
- ・介護予防訪問介護
利用者の自立支援に向けた訪問介護 など

○地域支援事業（介護予防事業）の創設

介護保険の財源において、要介護認定を受けていない虚弱高齢者や一般高齢者を対象とした、介護予防事業を実施します。

特定高齢者施策

要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者（特定高齢者）を早期に発見し、要支援・要介護状態になる一歩手前でそれを予防する事業（いわゆる水際作戦）を実施します。

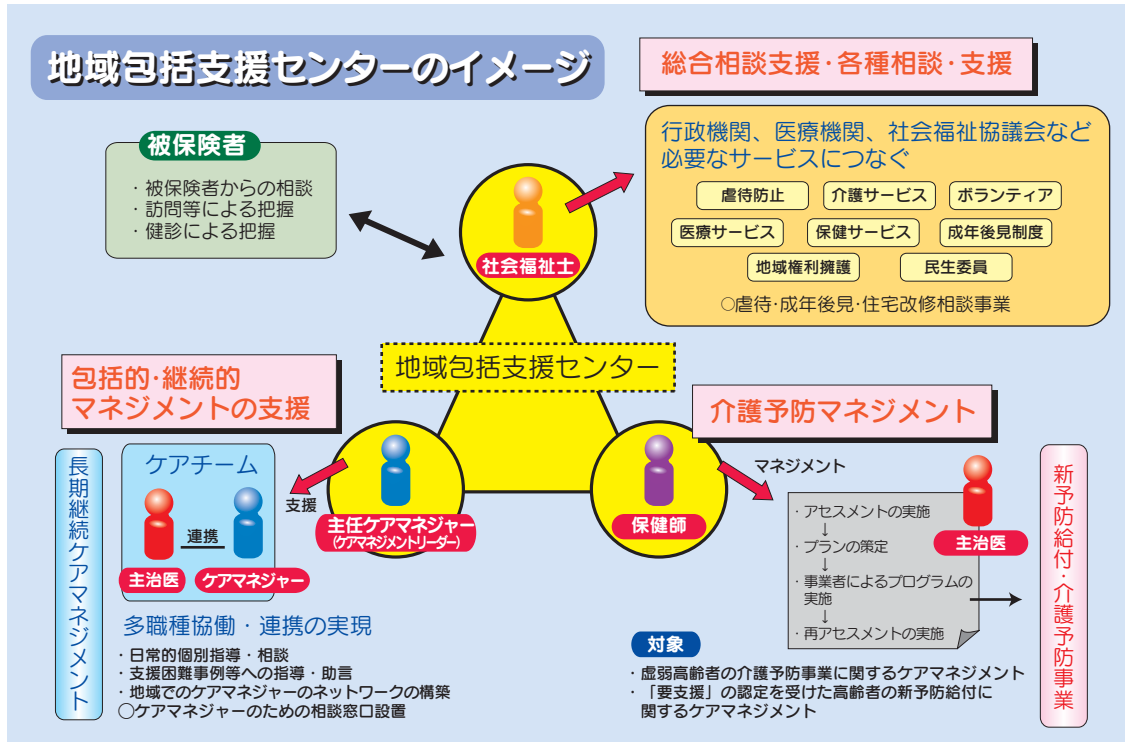
- ・通所型介護予防事業（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防など）
- ・訪問型介護予防事業（栄養改善、うつ予防・支援など）

一般高齢者施策

元気な高齢者が、自発的に介護予防に取り組み健康な状態を維持するために、啓発普及と地域での介護予防活動・健康づくり活動の支援を行います。

高齢者こころまちセンター（加賀市地域包括支援センター）の設置

- ・ 介護予防及び地域包括ケア体制を推進するための、高齢者の総合支援機関として、地域包括支援センターを設置します。（加賀市役所前 加賀市市民会館内）
- ・ 専門職員がチームで、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント、虐待の早期発見・防止、ケアマネジャーの支援、地域ネットワークづくりを行います。



認知症対策の総合的な実施

認知症の高齢者は大きく増加が見込まれており、加賀市では、発症予防から認知症ケアの各段階における対応について、体系的かつ総合的な認知症対策を実施します。

- ・ 認知症の早期発見・予防
- ・ 認知症に対する正しい知識の普及による、認知症に対する誤解や偏見の解消
- ・ 認知症の人が安心して暮らせるまちづくりと、認知症ケアの質の向上

高齢者の権利擁護の推進

認知症や寝たきり状態の高齢者に対する虐待や詐欺行為が社会問題になってきており、様々な権利侵害から高齢者を守り、高齢者が尊厳を保持し自立した生活を営むことができるための支援策が必要となっています。高齢者虐待防止への取り組みと、意思能力の減退している高齢者が必要なサービス利用を行うための、成年後見制度などの利用促進を図ります。

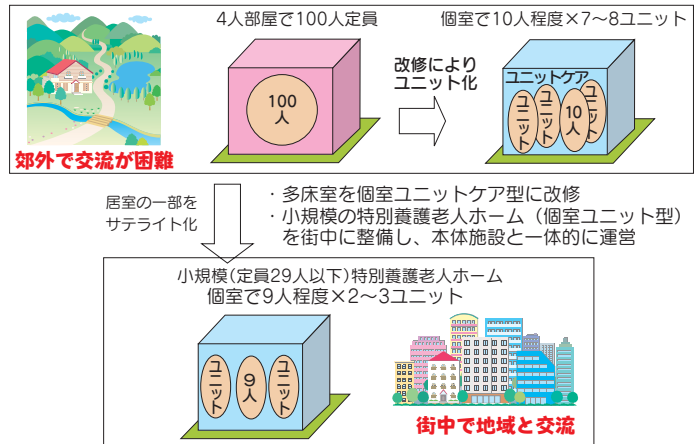
地域でくらし続けるためのサービス基盤整備

高齢者が認知症などになっても、住みなれた地域でくらし続けるための「地域密着型サービス」を身近な日常生活圏域ごとに整備します。

○サテライト型特別養護老人ホーム

- ・要介護高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、街中で小規模の特別養護老人ホームを整備します。
- ・あわせて既存の特別養護老人ホームを改修し、個室化、ユニットケア化を図ります。
- ・平成19年度から順次3か所を整備予定

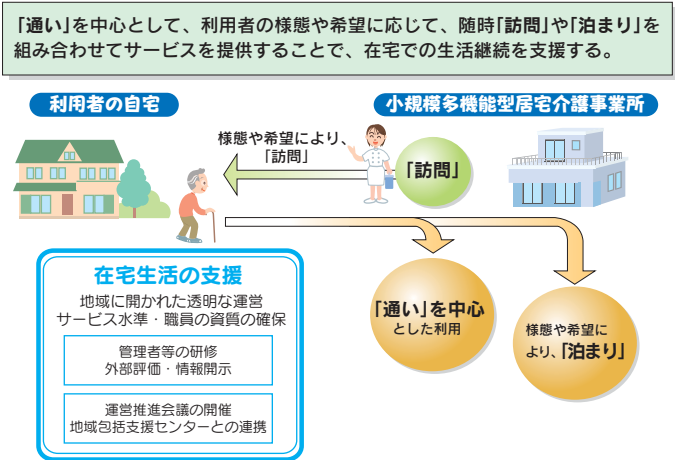
特別養護老人ホームの地域展開 (サテライト型特別養護老人ホーム)



○小規模多機能型居宅介護

- ・認知症高齢者がなじみの環境でケアを受けられるように、通い、泊まり、訪問が同じ事業者、ケア担当者から提供する「小規模多機能型居宅介護事業所」を整備します。
- ・平成18年度から順次、3か所を整備予定

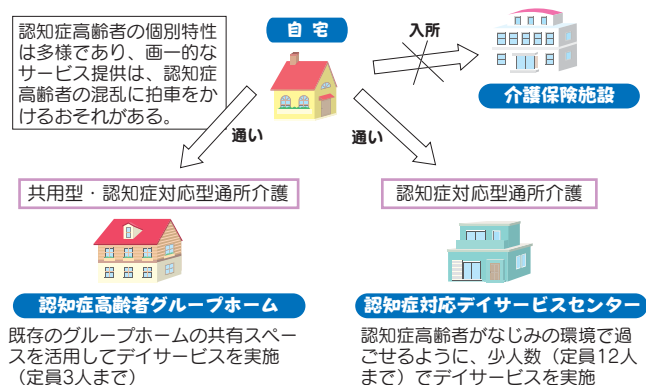
小規模多機能型居宅介護



○認知症対応型デイサービス

- ・認知症高齢者が、個別的にケアを受けられるように、小規模で認知症の専門知識をもった職員が対応するデイサービスを整備します。
- ・平成18年度から既存のグループホームなどで実施予定

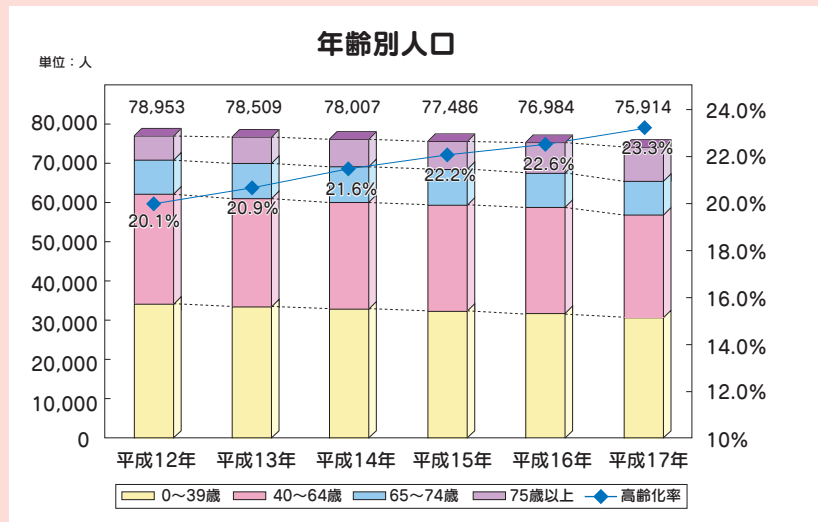
認知症対応型通所介護(デイサービス)



高齢化の現状

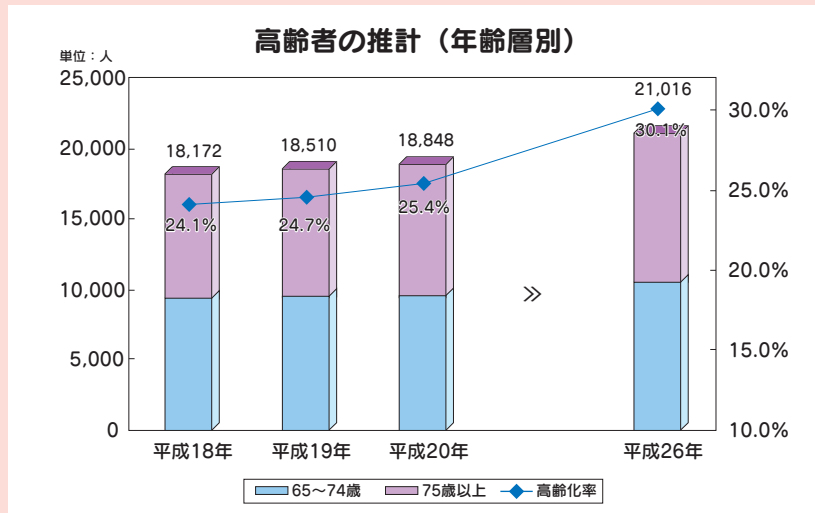
加賀市の65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、平成17年度現在で23.3%と、介護保険制度が始まった平成12年度から高齢化が進んでいます。

特に75歳以上の後期高齢者の割合が増加傾向にあります

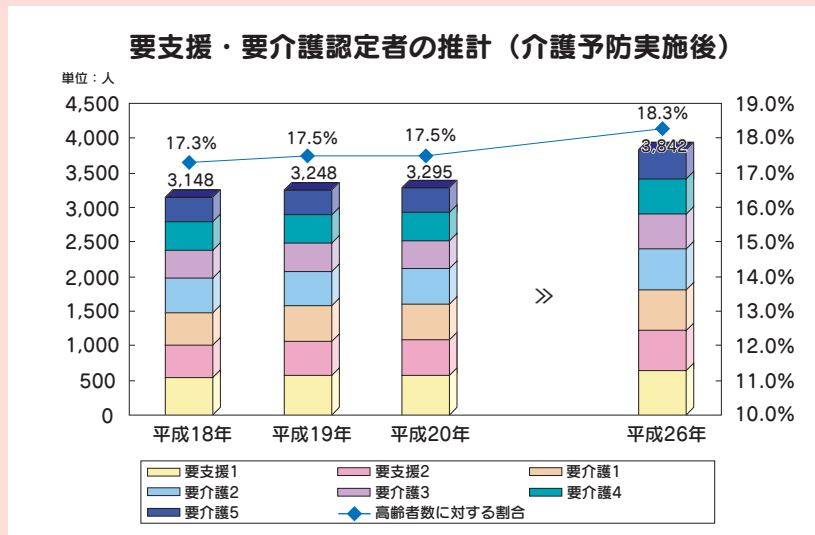


● 高齢者数と要介護認定者数の推計

高齢者数は今後も増加し、高齢化率は、平成26年には30%を超える推計となっています。



要支援・要介護認定者数についても高齢者数の増加に伴い増加する見込みですが、要介護状態にならないための介護予防施策の実施の効果を見込んでいます。



● 介護保険サービスと介護保険料 ●

計画期間中の介護保険サービスに係る費用と、介護保険料については次のとおり見込みました。

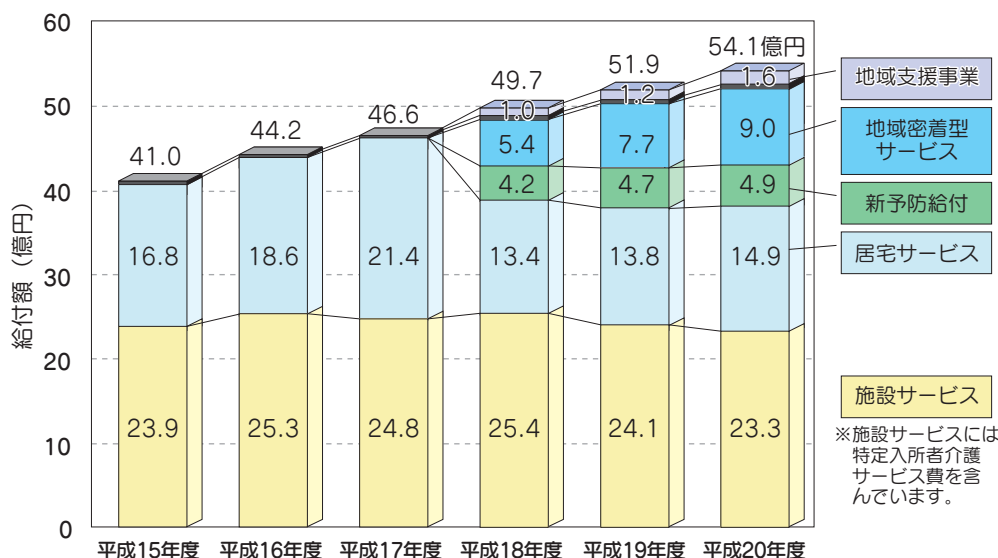
○計画期間中の介護保険サービス費用の見込み

(単位：千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合 計
介護給付費	4,439,954	4,577,976	4,737,572	13,755,501
予防給付費	426,898	484,634	505,500	1,417,031
審査支払い手数料	6,736	7,374	8,013	22,123
地域支援事業費	97,330	116,440	157,290	371,060
合 計	4,970,917	5,186,424	5,408,375	15,565,715

※単位未満を四捨五入している関係で、積み上げが合計に合わない場合がある。

介護給付費等の推計



※平成15・16年度は実績。平成17年度は前半実績からの推計。平成18～20年度は推計

○第1号被保険者の介護保険料

平成18～20年度の介護給付費用の総額		15,565,715千円
第1号被保険者の保険料負担相当額		2,850,357千円
介護保険事業調整基金取崩予定額		42,021千円
介護保険料収納率見込み		95%
第1号被保険者の保険料収納見込み額		2,956,143千円
所得段階補正後被保険者数		54,744人
保険料基準額	年額	54,000円
	月額	4,500円

発行 平成18年3月

加賀市 市民部 介護保険室 〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地

TEL 0761-72-7850 FAX 0761-72-1665 E-mail:kaigo@city.kaga.lg.jp

R100